

令和5年度 資格再審査 Q&A

(被保険者用)

令和5年 7月 作成

関西電力健康保険組合 適用給付グループ

～ 目次 ～

審査全般について

無職無収入者について

給与収入者について

学生について

自営業者について

年金収入者について

別居者について

共同扶養者について

●審査全般について

- 全-Q1. [パンフレットに「健康保険法に則り」とあるが、どのような法律でしょうか。](#)
- 全-Q2. [先日息子が退職し、扶養手続きを行いました名前が帳票に記載されていません。「手続き漏れ」でしょうか。](#)
- 全-Q3. [無職ですが、昨年一時的な収入がありました。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。](#)
- 全-Q4. [「健康保険被扶養者調書」を紛失しました。再発行は可能ですか。](#)
- 全-Q5. [「被扶養者調書」の提出先はどこでしょうか。](#)
- 全-Q6. [書類の提出期日が早過ぎませんか。](#)
- 全-Q7. [健保組合からの不備連絡が遅いのではないのでしょうか。](#)
- 全-Q8. [前年の収入記載について、「所得ではなく収入」の意味がわかりません。](#)
- 全-Q9. [帳票に表示されている氏名の一部が「□」となっており、漢字表記がされていません。登録の間違いでしょうか。調書を訂正する必要がありますか。](#)

●無職無収入者について

- 無-Q1. [同居の妻\(配偶者\)は、前年から引き続き「無職無収入」です。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。](#)
- 無-Q2. [所得証明書は、どこに行けばもらえるのですか。](#)
- 無-Q3. [大学生でアルバイト等もしておらず、昨年から現在まで無収入です。必要書類は何を提出すればよいですか。](#)
- 無-Q4. [今年3月に大学を卒業しました。必要書類は何を提出すればよいですか。](#)
- 無-Q5. [今年3月に学校を卒業し、就職をしました。帳票の記入方法を教えてください。](#)
- 無-Q6. [昨年、予備校生で、今年より大学生です。必要書類は何を提出すればよいですか。](#)
- 無-Q7. [海外の大学に在籍しております。必要書類は何を提出すればよいですか。](#)
- 無-Q8. [奨学金は収入に含まれますか。](#)

●給与収入者について

- 給-Q1. [昨年までアルバイトをしていましたが、今年から無職無収入です。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。](#)
- 給-Q2. [昨年は無職無収入でしたが、今年からパート勤務をしています。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。](#)
- 給-Q3. [源泉徴収票を紛失しました。勤務先から「給与証明書」をもらっています。代用できますか。](#)
- 給-Q4. [源泉徴収票を他の機会に提出してしまいました。「支払調書」でも代用できますか。](#)
- 給-Q5. [「源泉徴収票」は発行されておらず、所得証明書にも給与収入が表示されません。必要書類を教えてください。](#)
- 給-Q6. [複数箇所で勤務をしています。源泉徴収はされておらず、確定申告もしていません。必要書類を教えてください。](#)
- 給-Q7. [パート収入者です。確認書類は毎月の「給与明細書」でもよろしいでしょうか。](#)
- 給-Q8. [「市町村民税の決定通知書」とはどのようなものですか。](#)
- 給-Q9. [大学生ですが、昨年からアルバイトをしています。必要書類は何を提出すればよいですか。](#)

●学生について

- 無-Q3. 大学生でアルバイト等もしておらず、昨年から現在まで無収入です。必要書類は何を提出すればよいですか。
- 無-Q4. 今年3月に大学を卒業しました。必要書類は何を提出すればよいですか。
- 無-Q5. 今年3月に大学を卒業し、就職をしました。帳票の記入方法を教えて下さい。
- 無-Q6. 昨年、予備校生で、今年より大学生です。必要書類は何を提出すればよいですか。
- 無-Q7. 海外の大学に在籍しております。必要書類は何を提出すればよいですか。
- 無-Q8. 奨学金は収入に含まれますか？
- 給-Q9. 大学生ですが昨年からアルバイトをしています。必要書類は何を提出すればよいですか。

●自営業者について

- 自-Q1. 自営業者です。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。
- 自-Q2. 自営業者ですが、確定申告をしておりません。書類は何を提出すればよいですか。
- 自-Q3. 確定申告書の写しを紛失しました。書類は何を提出すればよいですか。
- 自-Q4. 電子申請であったため、確定申告書の写しをとるのを失念しました。何を提出すればよいですか。
- 自-Q5. 令和4年の10月に自営業を廃業しており、現在は無職です。「確定申告書」と「収支内訳書」の提出は必要ですか。

●年金収入者について

- 年-Q1. 年金を受給中です。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。
- 年-Q2. 今年から年金をもらっております。年金の支給決定通知書や振込知書の提出は必要ですか。
- 年-Q3. 年金収入者の添付書類は「源泉徴収票」では代用できませんか。
- 年-Q4. 年金振込通知書を紛失しており、提出ができません。どうすればよいですか。
- 年-Q5. 昨年の収入確認をするのに、直近(令和4年)の年金額改定通知書や年金振込通知書を提出する理由を教えてください。

●別居者について

- 別-Q1. 別居者を被扶養者とする場合の基準(「仕送り」等)を教えてください。
- 別-Q2. 別居していた被扶養者と、今年から同居しています。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。
- 別-Q3. 今年から別居しましたが、昨年は同居しておりました。「仕送り証明書」は必要ですか。
- 別-Q4. 自立支援施設等に入所している別居中の被扶養者がいます。何を提出すればよいですか。

●共同扶養者について

- 共-Q1. 調書の「カ・共同扶養者の有無」欄や「共同扶養者の氏名や収入」について、今年度は記入しなくてよいのでしょうか。
- 共-Q2. 共同扶養する被保険者(配偶者等)の前年収入が、関電健保の被保険者の収入を上回っていた場合はどうなりますか。

【審査全般について】

全-Q1. パンフレットに「健康保険法に則り」とあるが、どのような法律でしょうか。

A. 健康保険法施行規則第50条(被保険者証の検認又は更新等)に明記されております。

全-Q2. 先日息子が退職し、扶養手続きを行いました但し名前が帳票に記載されていません。「手続き漏れ」でしょうか。

A. 今回の対象者は令和4年1月1日以降の扶養認定者を除く、令和5年4月1日現在 23歳以上(生年月日が平成12年4月1日以前)の被扶養者になるため、審査対象者以外は調書に名前が記載されません。保険証が発行されているのであれば、手続き漏れではありませんのでご安心ください。

全-Q3. 無職ですが、昨年一時的な収入がありました。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。

A. ウ・前年の職業欄は「前年の状況(無職)」を記入してください。

エ・前年の収入欄には「前年の総収入額」を記入してください。

オ・前年の収入状況欄は「その他収入」を選択して下さい。

添付書類は「確定申告書」と「収支内訳書」、一時収入の入金日と入金額が分かる書類を提出して下さい。

※「不動産収入」「株の売却による収入」「生命保険の解約」等、全ての収入が対象となります。

収入の取り扱い等については、関電健保のホームページ「すこやかweb」→

「健康保険のしくみ」→「健康保険 に加入する人」の「収入の範囲」を参照下さい。

全-Q4. 「健康保険被扶養者調書」を紛失しました。再発行は可能ですか。

A. 可能です。各事業主を通じて、「関電健保ホームページ」→「お知らせ」→「資格再審査の実施について」に掲載している「被扶養者調書等再発行依頼書」を提出下さい。

※紛失について、当健保は責任を負いかねますので、ご了承下さい。(個人情報記載された資料です。くれぐれも紛失等にはご注意下さい。)

全-Q5. 「被扶養者調書」の提出先はどこでしょうか。

A. 各社、または所属の健康保険担当箇所に提出下さい。

※各事業主にて集約をお願いしておりますので、直接、健保へ送付された調書については受付できません。

全-Q6. 書類の提出期日が早過ぎませんか。

A. 各事業主の健保担当箇所にお問い合わせ下さい。

※健保組合が示す「提出期日」と、各事業主で設定されている「提出期日」は異なる場合があります。

全-Q7. 健保組合からの不備連絡が遅いのではないのでしょうか。

A. 審査対象件数が多いため調書の配付から健保組合への提出まで時間を要すること、また、一度に全ての方の審査をする事は難しく、各事業所ごとに順番に審査を行っています。そのため、調書のご提出後、しばらく経った後のご連絡となる場合がありますが、ご理解いただくようお願いいたします。

全-Q8. 前年の収入記載について、「所得ではなく収入」の意味がわかりません。

A. 「収入」とは、手取額ではなく、源泉徴収や社会保険料を引く前の額です。（自営業の場合には売上金額になります。複数の収入源がある人は合計額になります。）「所得」とは、「収入」から必要経費を差し引いた額です。

健康保険法では、
「**認定対象者の年間収入が一三〇万円未満**（認定対象者が六〇歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては一八〇万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。こと。（※昭和五二年四月六日 保発第九号・庁保発第九号 各道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）」となっているため、**収入**金額の確認が必要となります。

全-Q9. 帳票に表示されている氏名の一部が「□」となっており、漢字表記がされていません。登録の間違いでしょうか。調書を訂正する必要がありますか。

A. 帳票印刷のシステム上、外字（「高」や「崎」など）の表示ができません。氏名の登録自体はできていますので、保険証の印字に間違いがなければ訂正の必要はありません。
尚、外字ではなくJIS規格漢字への変更（「高」→「高」など）を希望される場合は、別途「氏名変更届」をご提出下さい。ただし、氏名変更をされた際は保険証の印字もJIS規格漢字となります。

【無職無収入者について】【学生について】

無-Q1. 同居の妻(配偶者)は、前年から引き続き「無職無収入」です。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。

- A. ウ・前年の職業欄に「無職」と記入して下さい。
- エ・前年の収入欄に「0」と記入して下さい。
- オ・前年の収入状況欄は記入不要です。また、添付書類も不要です。
- カ・共同扶養者の有無欄は今年度は調査対象外のため記入不要です。

無-Q2. 所得証明書は、どこに行けばもらえるのですか。

- A. お住まいの市区町村で入手できます。手続きの詳細については、各自でお問い合わせ下さい。所得証明書は、「令和5年度＜令和4年分＞所得(課税・非課税)証明書」を提出して下さい。

無-Q3. 大学生でアルバイト等もしておらず、昨年から現在まで無収入です。必要書類は何を提出すればよいですか。

- A. 「在学証明書(写)」または「学生証(写)」※有効期限のわかるものを提出ください。

無-Q4. 今年3月に大学を卒業しました。必要書類は何を提出すればよいですか。

- A. 昨年在学していたことがわかる書類(卒業証書の写でも可)または「令和5年度＜令和4年分＞所得(課税・非課税)証明書」を提出下さい。
- ※昨年、アルバイト等の収入があった方は、「関電健保ホームページ」→「お知らせ」→「資格再審査の実施について」に掲載している「確認書類一覧表」を確認のうえ、必要書類をご提出ください。

無-Q5. 今年3月に学校を卒業し、就職をしました。帳票の記入方法を教えてください。

- A. 対象者を二重線(＝)で抹消し、抹消した箇所に「〇年〇月〇日就職」と記載ください。
- また、「被扶養者(異動)届」の提出が必要となりますので、就職先の健康保険証(写)等の添付書類と共に、各社または所属の健康保険担当箇所に提出して下さい。

無-Q6. 昨年、予備校生で、今年より大学生です。必要書類は何を提出すればよいですか。

A. 今年入学した大学の「在学証明書(写)」または「学生証(写)」を提出して下さい。

無Q7. 海外の大学に在籍しております。必要書類は何を提出すればよいですか。

A. 「在学証明書(写)」または「学生証(写)」を提出して下さい。

※なお、内容が現地言語(英語等)で表記されている場合は、必ず和訳を記入した上で提出して下さい。

無-Q8. 奨学金は収入に含まれますか。

A. 返済が必要な奨学金は含まれません。返済が不要な奨学金は収入に含まれます。金額のわかる書類を提出してください。

※借入金と退職金等を除いて、生活費に充当できるお金を入手した場合は、全て収入となります。

【給与収入者について】【学生について】

※パート・アルバイトによる収入については、今年の総収入が130万円(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円)未満になるよう収入管理をお願いします。

給-Q1. 昨年までアルバイトをしていましたが、今年から無職無収入です。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。

- A. ウ・前年の職業欄には「アルバイト」と記入してください。
エ・前年の収入欄には「1～12月までの総収入額」を記入して下さい。
オ・前年の収入状況欄にて「給与収入」を選択し、添付書類として下記いずれかの書類を提出してください。(コピー[写]可)
- 令和4年分源泉徴収票
※支払者欄が手書きの場合は、社印または代表者印が押されているもの。
 - 令和5年度＜令和4年分＞所得(課税・非課税)証明書
※令和5年度市町村民税の決定通知書でも可。
 - 健保が定める「給与等支給額証明書」
※関電健保のホームページ「すこやかweb」→「お知らせ」→「令和4年度資格再審査について」より取得できます。
 - 令和4年分確定申告書、および収支内訳書
 - 令和4年の年収が確認できる公的書類

カ・共同扶養者の有無欄は、今年度は調査対象外ですので記入不要です。
※別居の場合は、上記添付書類に加え、仕送り証明書の提出が必要となる場合があります。

給-Q2. 昨年は無職無収入でしたが、今年からパート勤務をしております。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。

- A. ウ・前年の職業欄には「無職」と記入してください。
エ・前年の収入欄には「0円」を記入して下さい。
オ・前年の収入状況欄は記入不要です。また、配偶者以外の方は添付書類として「令和5年度＜令和4年分＞所得(課税・非課税)証明書(写)」を提出して下さい。
カ・共同扶養者の有無欄は、今年度は調査対象外ですので記入不要です。
※別居の場合は、上記添付書類に加え、仕送り証明書の提出が必要となる場合があります。

給-Q3. 源泉徴収票を紛失しました。勤務先から「給与証明書」をもらっています。代用できますか。

A. 代用できます。

※勤務先が複数箇所ある場合は、勤務先ごとの収入が分かる書類を提出ください。

給-Q4. 源泉徴収票を他の機会に提出してしまいました。「支払調書」でも代用できますか。

A. 代用できます。

※勤務先が複数箇所ある場合は、勤務先ごとの収入が分かる書類を提出ください。

給-Q5. 「源泉徴収票」は発行されておらず、所得証明書にも給与収入が表示されません。必要書類を教えてください。

A. 令和5年度＜令和4年分＞所得(課税・非課税)証明書(写)を提出して下さい。
(その他の収入がないか裏づけとして提出をお願いします。)また、帳票のエ欄(前年の収入)には総収入額を記載ください。

給-Q6. 複数箇所勤務をしております。源泉徴収はされておらず、確定申告もしていません。
必要書類を教えてください。

A. 令和5年度＜令和4年分＞所得（課税・非課税）証明書（写）を提出して下さい。（その他の収入がないか裏づけとして提出をお願いします。）また、帳票の工欄（前年の収入）には総収入額を記入ください。

給-Q7. パート収入者です。確認書類は毎月の「給与明細書」でもよろしいでしょうか。

A. 給与明細書は必要書類として認めておりません。添付書類として下記いずれかの書類を提出してください。（コピー[写]可）

● 令和4年分源泉徴収票

※支払者欄が手書きの場合は、社印または代表者印が押されているもの。

● 令和5年度＜令和4年分＞所得（課税・非課税）証明書

※令和5年度市町村民税の決定通知書でも可。

● 健保が定める「給与等支給額証明書」

※関電健保のホームページ「すこやかweb」→「お知らせ」→「令和5年度資格再審査について」より取得できます。

● 令和4年分確定申告書、および収支内訳書

● 令和4年の年収が確認できる公的書類

給-Q8. 「市町村民税の決定通知書」とはどのようなものですか。

A. 毎年5～6月頃に市町村から発行される課税額の通知書です。ご自宅に送付されます。

給-Q9. 大学生ですが昨年からアルバイトをしています。必要書類は何を提出すればよいですか。

A. 添付書類として下記いずれかの書類を提出してください。（コピー[写]可）

※下記書類を提出する場合、学生証の提出は必須ではありません。（状況によっては提出をお願いする場合がありますのでご了承ください）

● 令和4年分源泉徴収票

※支払者欄が手書きの場合は、社印または代表者印が押されているもの。

● 令和5年度＜令和4年分＞所得（課税・非課税）証明書

※令和5年度市町村民税の決定通知書でも可。

● 健保が定める「給与等支給額証明書」

※関電健保のホームページ「すこやかweb」→「お知らせ」→「令和5年度資格再審査について」より取得できます。

● 令和4年分確定申告書、および収支内訳書

● 令和4年の年収が確認できる公的書類

【自営業者について】

自-Q1. 自営業者です。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。

A. 職業欄には「自営業」、前年の収入欄には年間収入(※)額を記入して下さい。添付書類は「令和4年分確定申告書」および「収支内訳書」を提出して下さい。

※自営業者の収入の取り扱い等については、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「健康保険のしくみ」→「健康保険に加入する人」の「収入の範囲」を参照下さい。

自-Q2. 自営業者ですが、確定申告をしておりません。書類は何を提出すればよいですか。

A. 確定申告を実施していない場合は、令和5年度＜令和4年分＞所得証明書と「直接的必要経費申告書」を提出下さい。申告書の総収入が収入限度額を超過する場合は、その裏付けとなる領収証(写)も併せて提出下さい。

※「直接的経費申告書」は関電健保ホームページ「すこやかweb」→「お知らせ」→「令和5年度資格審査の実施について」を参照下さい。

自-Q3. 確定申告書の写しを紛失しました。書類は何を提出すればよいですか。

A. 一度税務署に相談・確認して下さい。(再度写しが入手できることがあります)

自-Q4. 電子申請であったため、確定申告書の写しをとるのを失念しました。何を提出すればよいですか。

A. 一度税務署に相談・確認して下さい。(再度写しが入手できることがあります)

自-Q5. 令和4年の10月に自営業を廃業しており、現在は無職です。「確定申告書」と「収支内訳書」の提出は必要ですか。

A. 必要です。

※今回の審査に伴う収入確認は、前年(令和4年1月～12月)の収入を確認するものです。

【年金収入者について】

※当健保では年金収入を「年金額の決定通知がなされた時点で1年分の収入があったものとして取扱う」と定めております。60歳以上の方ならびに障害年金受給者は受給開始時の年額が180万円以上の場合は、通知がなされた時点で扶養抹消手続きが必要です。ご注意ください。

年-Q1. 年金を受給中です。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。

A. 前年の職業を記入し、年金収入額(介護保険料等控除前の金額)を記入して下さい。
必要書類は「令和5年 年金額改定通知書、または年金振込通知書」(コピー[写]可)を提出下さい。

※年金の源泉徴収票は添付書類として認めておりません。

- ・「公的年金」は、令和5年4月以降に年金事務所から送付された通知書を提出下さい。
- ・「個人年金」は、令和5年1月以降に保険会社等から送付された通知書を提出下さい。

年-Q2. 今年から年金をもらっております。年金の支給決定通知書や振込通知書の提出は必要ですか。

A. 必要です。

年金収入者は、収入超過等で遡って扶養抹消となる場合、還付請求(医療費の精算)額も多額になる傾向にあります。そのため、支給開始になった方へ早めのフォローが行なえるよう、直近の年金振込通知書や年金証書にて、金額の確認をさせていただいております。

年-Q3. 年金収入者の添付書類は「源泉徴収票」では代用できませんか。

A. 代用できません。

※「源泉徴収票」では、年の途中で年金をもらいはじめた方、また年金額が変更された方について、収入確認ができないためです。

年-Q4. 年金振込通知書を紛失しており、提出ができません。どうすればよいですか。

A. お近くの年金事務所または年金相談センターにて再発行を依頼してください。

年-Q5. 昨年の収入確認をするのに、直近(令和5年)の年金額改定通知書や年金振込通知書を提出する理由を教えてください。

A. 年金収入者は、収入超過等で遡って扶養抹消となる場合、還付請求(医療費の精算)額も多額になる傾向にあります。そのため、金額変更等があった方へ早めのフォローが行なえるよう、直近の年金額改定通知書や年金振込通知書にて、金額の確認をさせていただいております。(年金額改定通知書以降に金額の変更があった場合は支給額変更通知書でも可とします。)

※昨年、収入限度額を超える受給があった場合は、速やかに異動届(減)をご提出ください。

【別居者について】

別-Q1. 別居者を被扶養者とする場合の基準(「仕送り」等)を教えてください。

A. 当健康保険組合では「被扶養者の収入が(※)収入限度額未満であり、かつ、被保険者からの仕送りが被扶養者の収入を上回っており、さらに被扶養者の収入と仕送りの合計額が標準生計費を上回っていること。」としております。

※仕送り額等、具体的な基準は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「こんな時の手続きは」→「被扶養者と離れて暮らすとき」を参照下さい。

別-Q2. 別居していた被扶養者と、今年から同居しています。帳票の記入方法、必要書類を教えてください。

A. 調書の「同居・別居」欄を二重線で訂正し、「同居」と記入してください。
仕送り証明書の提出は不要です。

別-Q3. 今年から別居しましたが、昨年は同居しておりました。「仕送り証明書」の添付は必要ですか。

A. 必要ありません。
調書の「同別・別居」欄を二重線で訂正し、「ア. 別居した日」「イ. 別居の理由」を記入して下さい。

※今回の審査に伴う収入確認は前年の収入、および仕送り実績を確認するとしております。
※ただし次年度の資格審査では提出が必要となりますので、「仕送り証明書」は必ず保管しておいて下さい。

別-Q4. 自立支援施設等に入所している別居中の被扶養者がいます。何を提出すればよいですか。

A. 施設の「入所証明書」(写)を提出して下さい。

※当健康保険組合では、特定の施設に入所している方については、「一時的な別居」と考え、生計維持関係を確認する「仕送証明書」を割愛しております。(関電健保のホームページ「すこやかweb」→「こんなときの手続きは」→「被扶養者と離れて暮らすとき」を参照。)

【共同扶養者について】

共-Q1. 調書の「カ・共同扶養者の有無」欄や「共同扶養者の氏名や収入」について、今年度は記入しなくてよいのでしょうか。

A. 今年度は調査対象外ですので、記入不要です。

共-Q2. 共同扶養する被保険者（配偶者等）の前年収入が、関電健保の被保険者の収入を上回っていた場合はどうなりますか。

A. 被扶養者の認定にあたっては、原則、「被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。）が多い方の被扶養者とする。」こととなっているため、実態として共同扶養者の方が収入を上回っている場合は、健康保険被扶養者（異動）届にて「扶養の付け替え」の手続きを行ってください。